

## 新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針

※観音寺市避難所運営マニュアルに加え活用するものです。

〈基本的な考え方〉

- ① 避難所内の過密状態防止
- ② 避難所内の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- ③ 避難所内のスペース及び新たな避難場所の確保
- ④ 避難者の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
- ⑤ 感染が疑われる避難者への適切な対応

〈具体的な対策方法〉

### ① 避難所内の過密状態防止

- ・在宅避難又は安全な親戚・友人宅へ避難することも考えるよう周知する。
- ・自治会等の、集会所を地域の避難場所として活用することについて協力を求め、その際は指定避難所同様感染症予防や感染拡大防止に努めるよう周知する。
- ・在宅避難などの指定避難所以外の避難者（車中泊含む）への物資支援等は、指定避難所で対応する。
- ・車中泊におけるエコノミークラス症候群対策として、指定避難所内の情報掲示板に注意喚起チラシを掲示する。

### ② 避難所内の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

〈手洗い及び咳エチケットの徹底〉

- ・手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、指定避難所内の情報掲示板に厚生労働省作成の感染対策チラシを掲示する。

〈十分な換気の実施〉

- ・避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める。

〈十分な居住スペース及び社会的距離の確保〉

- ・避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保する。
- ・ほかの人に飛沫が飛ばないように、避難者同士の間隔を2メートルほど確保する。

〈入所時及び定期的な健康チェック〉

- ・指定避難所受入れ時及び毎朝検温をし、避難者自身が「健康管理チェックリスト」により健康管理する。

〈災害用備蓄品（衛生用品）の積極的な活用〉

- ・指定避難所に配備されたマスク、消毒液といった衛生環境を保持するための備蓄品を積極的に活用する。
- ・消毒液は必ず受付及びトイレ前に設置する。

### ③ 避難所内のスペース及び新たな避難場所の確保

- ・災害時には、可能な範囲で多くの指定避難所を開設する。
- ・指定避難所におけるスペース確保のため、避難所内の使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。
- ・ホテル等民間宿泊施設を、避難場所として活用するよう検討する。

### ④ 避難者の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力

- ・避難の際には、食料、飲料水等の他、マスク、消毒液、体温計を持参する。
- ・こまめに手洗いをする。特に食事前、トイレ使用後は徹底する。
- ・原則マスクを着用する。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。また、咄嗟に咳が出るときは袖や上着の内側で覆う。
- ・避難所内では、十分な間隔を確保し、向かい合わせを避けて座るようにする。
- ・熱がある、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、速やかに指定避難所スタッフに報告する（健康管理チェックリストによる自己管理）。

### ⑤ 感染が疑われる避難者への適切な対応

- ・感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで指定避難所から保健所（西讃保健福祉事務所 0875-25-2052※時間外は、警備会社または宿直から担当者へ連絡し対応することになる。）または、専門機関（香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター（0570-087-550））に連絡する。
- ・やむを得ず一時的に避難所内に待機させる場合には専用スペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にする。また、専用スペースを確保できない場合は、可能な範囲でパーティションで区切る等の工夫をする。